

# 働き方改革相談会

～ ぎふ働き方改革推進支援センター専門相談員にご相談ください ～

働き方改革関連法が2019年4月からスタートし、年次有給休暇の取得促進が施行されました。制度未対応や違反には罰則が設けられています。中小企業でも2020年4月から時間外労働の上限規制が施行され、2021年4月からは同一労働同一賃金が施行されます。

就業規則への規程や運営管理方法、取り組み事例紹介など、各企業の課題解決に向けた相談会を是非ご利用ください。

**働き方改革の推進に取り組もうとする  
事業主をサポートします。**

**秘密厳守・相談料無料**

【開催日時】		
4月28日（火）	13:00～16:00	相談時間は1時間程度です。
5月26日（火）		
6月26日（金）		

- 【場 所】 羽島商工会議所  
※訪問相談も可能です。予約の際にお知らせください。
- 【相談員】 ぎふ働き方改革推進支援センター専門相談員・特定社会保険労務士 近藤義博氏
- 【相談料】 無 料 【秘密厳守】
- 【要予約】 前週金曜日までに下記へお電話にて予約時間と簡単な相談内容をお知らせください。

お問合せ・予約先  
〒501-6241 羽島市竹鼻町2635番地  
羽島商工会議所 中小企業相談所  
TEL 058-392-9664 FAX 058-392-6708 e-mail: info@hashima-cci.or.jp

※お知らせいただいた個人情報は、本相談会に関する事務連絡以外には使用いたしません。

※この事業は、岐阜県からの補助金を受けています。 令和2年4月10日羽島商工会議所